# 第1回 玉村町地域公共交通会議 議事要旨

■日時:令和5年11月14日(火) 10:00~11:40

■場場:玉村町役場 3階大会議室

■出席者

玉村町長の指名するもの

副町長

## 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者

永井運輸株式会社 代表取締役社長(代理出席) 群馬中央バス株式会社 代表取締役社長(代理出席)

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者

交友タクシー有限会社 代表取締役社長 有限会社大光 代表取締役社長 (代理出席) 丸直タクシー株式会社 代表取締役社長 (代理出席)

## 一般社団法人群馬県バス協会の代表者

一般社団法人群馬県バス協会長(代理出席)

## 一般社団法人群馬県タクシー協会の代表者

一般社団法人群馬県タクシー協会長(代理出席)

## 住民又は利用者の代表

玉村町区長会長

玉村町長寿会長

群馬県立女子大学事務局長

## 群馬運輸支局長又はその指名するもの

群馬運輸支局長 (代理出席)

## 群馬県県土整備部交通政策課長

群馬県交通イノベーション推進長(代理出席)

## 道路管理者の職員

伊勢崎土木事務所長 (代理出席)

高崎土木事務所長 (代理出席)

玉村町都市建設課長

## 群馬県警察の職員

伊勢崎警察署長 (代理出席)

## 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

前橋工科大学教授

玉村町企画課長

### (欠席委員)

群馬県私鉄労働組合連合会執行委員長、高崎警察署長

## (事務局)

環境安全課長、同課交通防犯係長、同係長代理

## ■次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 委嘱状交付
- 4 会長選任・副会長指名
- 5 議事
  - (1) 玉村町地域公共交通会議設置要綱の改正、協議運賃部会規約制定について
    - ・資料1-1 玉村町地域公共交通会議設置要綱改正(案)
    - ・資料1-2 玉村町地域公共交通会議協議運賃専門部会規約(案)
  - (2) 玉村町公共交通再編基本設計(案) について
    - ・資料2-1 移動に関する課題解決に向けた基本方針
    - ・資料2-2 玉村町公共交通再編基本設計(案)
  - ·資料2-3 玉村町公共交通再編基本設計(案)資料編
- 6 その他
- 7 閉 会

## ■会議要旨

- 1 開 会 環境安全課長
- 2 挨 拶 副町長 委員自己紹介
- 3 委嘱状交付委嘱状代読 副町長代表受領 永井運輸株式会社 代表取締役社長(代理委員)
- 4 会長選任・副会長指名会長(互選) 副町長副会長(会長指名) 前橋工科大学教授

#### 5 議事

- (1) 玉村町地域公共交通会議設置要綱の改正、協議運賃部会規約制定について 事務局より以下説明
  - ・資料1-1 玉村町地域公共交通会議設置要綱改正(案)
  - ・資料1-2 玉村町地域公共交通会議協議運賃専門部会規約(案)

## ○群馬運輸支局長 (代理委員)

協議運賃について補足説明します。従前は運賃について本会議で協議しておりましたが、独占禁止法上のカルテルにあたるという疑義が一切生じないように整理をする必要性から、令和5年10月道路運送法の改正に伴いまして、道路運送法第9条第4項に規定する構成員のみで協議をするというかたちに変更になりました。具体的には、玉村町・乗合事業者・運輸支局・玉村町の住民代表の4者のみで協議することになります。本会議の委員の意見を省略するものではなく、4者協議会前にパブリックコメント等が実施されますので、そちらで意見を反映させていくものです。

#### ○副会長 前橋工科大教授

町の政策、交通事業者の事情、住民要望を取り上げ、うまく調整していただきたい。

#### ○会長 副町長

議題(1)の要綱の改正及び規約の制定について、賛成の方の挙手を求めたい

## と思います。→議題(1)は委員の賛成多数により原案どおり可決

- (2) 玉村町公共交通再編基本設計(案) について 事務局より以下説明
  - ・資料2-1 移動に関する課題解決に向けた基本方針
  - ・資料2-2 玉村町公共交通再編基本設計(案)
  - · 資料 2 3 玉村町公共交通再編基本設計(案)資料編

## ○副会長 前橋工科大教授

公共交通について利用促進の取り組みを具体的に教えてください。

### ○事務局

利用のニーズに合うように、たまりんの便数や時間の変更を数回行いました。 また、高齢者向けに公共交通の説明会を実施したり、転入者等にバスの時刻表 を配布したり、たまりんの回数券を販売したりといった取り組みを行っていま す。

### ○副会長 前橋工科大教授

公共交通は、目的地への行き帰りについて具体的に紹介しないと利用されないし、利用されないと公共交通の良さ等は理解されないと思います。今回、たまりんがデマンドになるのであれば、併せて利用促進の取り組みをお願いしたい。 資料について、再編の基本設計に至る過程を、論理構成を判り易くシンプルな説明になるよう、再検討をお願いします。

#### ○事務局

利用促進について、各地区の公民館で意見交換会・座談会を、今年度は10回以上実施しています。高齢者の移動手段の選択肢に公共交通を入れるのは、継続的に取り組みが必要だと感じています。ある地区では、目の前に目的地へ行けるバスの停留所があるのに、それを知らない方が多くいました。公共交通については、画一的に周知を図るのではなく、それぞれに合わせた利用方法を案内することが必要ですし、今後も取り組んで行きたいと思います。

資料については説明や論理だてを分かりやすくし、周知・広報していきたい と思います。

## ○一般社団法人群馬県タクシー協会長(代理委員)

高崎市や伊勢崎市までデマンドをすると、両市のタクシー事業者に影響が出る。群馬県下のデマンドで区域外へ出ている事例は、行先が病院や福祉的な施設だけなので、両市の事業者とすり合わせをお願いしたい。

### ○事務局

多くの自治体が、区域内のデマンド運行ということは承知しています。区域外に乗降ポイントを設ける理由については、現状のたまりんの利用者への配慮と、路線バスへの接続を強化したいという二つの理由があります。玉村町は駅がなく、町外へ出る交通結節点が作りづらい環境にあります。伊勢崎市や高崎市の既存の停留所を乗降ポイントとすることで、バスへの乗り継ぎができる場所になると考えています。また、路線バスの利用促進を図る目的から、路線バスへの結節点として、新たに下川団地中央通りという永井バスのバス停についても乗降ポイントとする案を提案しました。

システムで利用方法を制御するなど交通事業者への影響が少なくなるように、 今後も各市の交通担当と協議を重ねていきます。

○一般社団法人群馬県タクシー協会長(代理委員) デマンド運行を始めるとタクシーの運送が減るので、影響が心配されます。

### ○事務局

玉村町にとって、タクシー会社が町内にいることは大変恵まれた環境であると感じており、住民座談会でもそのように説明しています。デマンドをやるとしても日中のみであり、日中でも荷物が多い人や深夜・早朝などはタクシー会社に担っていただきたいと考えています。各交通事業者への影響が大きくならないよう、検討を続けていきます。

## ○副会長 前橋工科大教授

一般のタクシーへの影響を最小にするために、自家用車から公共交通へのシフトや、公共交通を便利にして需要を喚起するなど、新たな需要を掘り起こし、利用促進に取り組むことが必要だと思います。

今後、利用見込みや収支等を検討し、目標需要に近づけるようなPR方法など、 タクシー事業者への影響を最小にするような取り組みをお願いします。

#### ○一般社団法人群馬県バス協会長(代理委員)

路線バスとたまりんの、令和4年度の利用者数について教えてください。 また、駒形駅への路線バスの新規運行について、計画の進捗状況や、自主なの か委託なのか、運転手の確保などについて教えてください。前橋駅・新町駅・駒 形駅への強化については、既存の路線バスへの乗り継ぎを考えてください。

#### ○事務局

正確な数字を持ち合わせていませんが、路線バスは増加傾向にあると認識しています。たまりんに関しても年間約9,000人まで増加しています。

路線バスへの乗り継ぎについては、町として強化したいと考えておりますが、 病院など福祉的な場所へデマンドで行く場合は、運賃を考慮し路線バスへの影響が最小になるよう検討していきます。また、既存の路線バスの増強やその費用についても協議をしていきたいと考えています。

駒形駅については、主要ターゲットは高校生であるため、実証運行で需要を 確認し、朝晩だけ委託路線での運行を検討しています。

## ○一般社団法人群馬県タクシー協会長(代理委員)

区域外の既存の停留所を乗降ポイントにするだけであっても、自治体のデマンドとしては異例です。事例として病院に乗降ポイントを設けることはありますが、商業施設やその他まで設けると、タクシーへ影響し相当な減収となります。行政区域を越えて全域デマンドで停留所を設けるということについて、他の自治体でも同様な事例があるか、群馬運輸支局に伺います。

## ○群馬運輸支局長 (代理委員)

事例としては、甘楽町と富岡市の2つがあります。玉村町に再度確認しますが、今回の案は、区域の中に高崎市や伊勢崎市を含む話ではなく、区域は玉村町で、区域外の乗降ポイントとして、福祉的な観点で需要があることから、病院を区域外の2ヶ所に追加したいという話でよろしいでしょうか。

## ○事務局

おっしゃる通りで区域はあくまで玉村町です。タクシーとの差別化を図る必要があることから、ミーティングポイント型として検討をしております。区域外の乗降ポイントには、既存のたまりんのバス停を使わせていただきたいと考えています。

### ○一般社団法人群馬県タクシー協会長(代理委員)

他の自治体では、区域外に乗降ポイントを設ける例はありますが、病院等福祉的な目的となっています。既存のたまりんの停留所を全て乗降ポイントにすることについては、各市のタクシー事業者を入れて話し合いを持ってほしいです。安価で町外に行かれてしまうと、タクシー事業者への影響が大きくあります。基本設計に町外のデマンドが記載され、このまま事業が進んでよいのか、委員のタクシー会社2社に意見を聞いてほしいです。

### ○交友タクシー有限会社 代表取締役社長

我々事業者としては、何回か打ち合わせ会議を行う中で、まず冒頭に、今現在の乗合タクシーをタクシー事業者でやるということであれば納得はできるが、 利便性を上げるということであればタクシーに大きな影響があるので、賛成で きないと話をしました。ただ、町の公共事業に全く反対するわけにもいかない ので、タクシー事業と今後のデマンドが共存できるような形で協力できればと 考えています。

## ○丸直タクシー株式会社 代表取締役社長(代理出席)

高崎駅から玉村町内企業へタクシーで移動する県外の客が多くあり、帰りも 同様にタクシーで移動しています。町内に停留所が増え、町外にも乗降ポイン トを設けると、県外の客がデマンドを覚え安価に移動できてしまうので、我々 はマイナスになってしまうと考えます。

### ○事務局

高崎駅にはデマンドで行きませんし、駅からの移動は、タクシーまたは群馬中央バスを利用する手段しかありませんので、影響は大きくないと思います。町外のたまりんの停留所を乗降ポイントとすることは、病院という福祉的な目的があるのと同時に、路線バスとの結節と考えています。町内のタクシー事業者3社と協議を重ねた中でも、この方向で大きな問題はないと合意をいただいていると認識しています。今後も影響が大きくないように、他市の交通事業者とも協議を重ねていきたいと思います。

## ○一般社団法人群馬県タクシー協会長(代理委員)

この区域外のデマンド化は基本設計に記載してほしくありません。黒沢病院と市民病院については、福祉的なものということで群馬県内でも事例があるため、仕方ないと思います。病院以外の乗降ポイントを町外に設けることについては反対します。

#### ○群馬運輸支局長 (代理委員)

法令上は、福祉の施設に限られず商業施設であっても、交通会議で合意が得られれば区域外の乗降ポイントというのは認められます。

#### ○事務局

町外のタクシー事業者への影響は、システムで利用を制御することによって 大きくならないと考えています。町内のタクシー事業者3社とは、既存のたま りんの利用客のために既存バス停を乗降ポイントとすることについて、合意を 得ているものと認識しており、現在の停留所は乗降ポイントとして残したいと 考えています。

#### ○一般社団法人群馬県タクシー協会長(代理委員)

他の自治体の地域公共交通会議の事例では、福祉目的で病院等は仕方なく認

めている状況がありますが、それ以外は認めない結果になっています。県の協会として秩序があり、他の地域に波及する可能性があるため、私は反対します。

## ○副会長 前橋工科大教授

公共交通はネットワークなので、路線バスとどう連携し、公共交通ネットワーク全体としてどうするのか整理・検討したら良いと思います。その中で通学者または高齢者等、対象者毎にサービスを考えていくと良いと思います。高齢者は買い物が便利になることや、通学者は路線バスへの乗り継ぎが便利になることなど、利用の仕方をイメージで伝え、明確に整理し検討したらよいと思います。需要見込みを示し、ソフト面の対策も取り組むということだと思います。また、今回使われた人流データの精度について確認させてください。

## ○会長 副町長

設計案についてもう一度事務局から、これらの意見を踏まえて発言をお願い したいと思います。

#### ○事務局

伊勢崎直行便・高崎直行便の既存停留所については、福祉の目的もあります し、路線バスへの乗り継ぎポイントとなりますので、既存停留所ごとに乗り継 ぎポイントとして残す必要性や重要性を再度検討します。基本設計については 「交通事業者への影響を配慮する」というような言い方に、一部修正します。

## ○一般社団法人群馬県タクシー協会長(代理委員)

区域外の乗降ポイントについては、玉村町内3事業者はもちろん、各市の担当者及び事業者と協議してほしいです。他の事例では、病院であっても往復ではなく往路のみデマンドを認め、復路はタクシーの利用を推奨しています。

#### ○事務局

3市については協議を重ねていますので、ここに事業者を交えてさらに協議していきたいと思います。たまりんの既存のバス停をデマンドの乗降ポイントとすることについて、3市の担当者との協議では、大きく影響はないのではないかとご意見をいただいています。ただ、その協議には交通事業者が入っていませんので、再度また市を通して交通事業者とも協議して行きたいと考えています。

○一般社団法人群馬県タクシー協会長(代理委員) この乗降ポイントというのは、進めていくつもりでしょうか。

## ○事務局

タクシー事業者にも配慮した形で文言を一部修正し、本日のところは一部修正した基本設計案をお諮りしたいと思います。

## ○会長 副町長

住民を代表して区長会長、ご意見をお願いします。

### ○玉村町区長会長

公共交通の問題はそれぞれのタクシー事業者、タクシー協会、バス事業者、難 しい問題がたくさんあると実感しました。皆さんに協議していただいて、町民 が有効にこの制度を使えるとよいと思います。

## ○会長 副町長

議題(2)の玉村町公共交通再編基本設計案については、一部修正を加えたうえでお諮りします。→**議題(2)は委員の賛成多数により原案に一部修正を加え可決** 

#### 6 その他

#### ○事務局

本日の一部修正を加えた基本設計を送付しますので、御目通し願います。

次回の会議につきましては、本会議で決定された基本設計を実際に実現可能な形まで詰めていき、公共交通の再編実施設計案が出来上がった時点で開催したいと思います。概ね来年の5月頃になると思いますので、ご承知おきください。会議開催の際は通知します。

また、今回の会議結果につきまして、一部修正を加えた基本設計とともに会 議録を送付しますので、ご査収ください。

# ○副会長 前橋工科大教授 チラシ PR (詳細省略)

### 7 閉 会

環境安全課長

※会議要旨中の「デマンド」とは、予約に応じて乗降ポイントを行き来する 乗合タクシーのことを指します。